



追分浄化センター



北進浄水場

す。一つの水道事業の中で料金に格差をつけることは法律で禁じられており、上水道となった場合には水道料金を統一しなければなりません。そのため段階的に統一化することとしています。上水道に移行する時期については現時点で決定できませんが、10年以内には上水道となります。

### 下水道使用料

下水道使用料については、主に水道の使用水量を根拠としていることから、水道料金の改正に合わせて、安平町全域（簡易下水道地区を除く。）を統一します。

### 水道料金・下水道使用料はどのように変わるの？

**1** 水道メーター使用料を改正し、水道基本料金に含めます。早来地区の休栓料を廃止します。

**2** 水道料金は、早来地区では臨時を除き料金に変更はありません。追分地区は、基本料金、超過料金が改正されます。

**3** 下水道使用料は両地区を統一し、一般用は早来地区の現行使用料になります。

詳しくは、別刷りの「水道料金・下水道使用料改正のお知らせ」（A3判）をご覧ください。

### 住民負担の変化は？

水道料金改正により、家庭用で水道メーターが13mmの住民負担は表3のとおりです。また、両地区の料金格差は、家庭用13mmの基本料金では、現行890円の差ですが、改正後は590円となります。（経過措置期間後は420円で現行格差の約1/2になります。）

### 減額措置を実施します

水道料金、下水道使用料及び簡易下水道使用料とも、一定条件の世帯を対象に、基本料金を2分の1とする減額措置を実施します。

町内に居住する世帯主が満65歳以上で、世帯員すべてが町民税非課税で、世帯主の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円未満の世帯で1ヶ月の使用水量が4.0m以下の場合、減額措置の対象となります。（4.0mを超える

表3 住民負担の変化(平成21年度までの経過措置期間)

	早来地区		追分地区	
	基本水量(8 m <sup>3</sup> )	平均水量(14 m <sup>3</sup> )	基本水量(8 m <sup>3</sup> )	平均水量(14 m <sup>3</sup> )
改正前	2,467円	4,039円	1,570円	2,590円
改正後	2,280円	3,852円	1,690円	2,824円
差額	△187円	△187円	120円	234円

月は、減額の対象となりません。）ただし、生活保護世帯、町民税が課されている者と生計が同一及び町民税課税者の扶養控除の対象となつている場合は対象となりません。

申請手続きがありますので、詳しくは、両庁舎（早来地区は第1

水道課、追分地区は第2水道課の水道担当にご照会ください。

今回の改正は、安平町行政改革推進委員会に諮問、説明し、答申を踏まえて決定したものです。

市町村合併時の水道料金の調整は、「当分の間は現行料金体系」となっていますが、国の制度改正により上水道に移行しなければならなくなりました。上水道となった場合の水道会計の維持費等も総合的に判断してこの時期の改正としました。行政として、一方的に住民負担を求めただけではなく、今後も経費節減を図る施策に努めてまいりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い致します。

なお、改正の内容や将来の水道のあり方等については、町政懇談会等で詳しくお知らせします。

また、ご要望に応じて各種集会でもご説明しますので、それぞれの担当課にご連絡ください。

第1水道課 早来庁舎

(直通電話) ☎22730

第2水道課 追分庁舎

(代表電話) ☎2411

内線 251、253

(直通電話) ☎2425、又

☎2496